

## 鳥取県天神川流域下水道等におけるウォーターPPP導入支援業務仕様書

### 1 業務名

鳥取県天神川流域下水道等におけるウォーターPPP導入支援業務

### 2 業務の目的

本業務は、鳥取県天神川流域下水道事業並びに倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町（以下「中部地区1市4町」という。）の3に示す下水道事業等に関し、「天神川流域下水道等におけるウォーターPPP導入可能性調査業務」（以下「導入可能性調査」という。）の結果を踏まえ、ウォーターPPPレベル3.5（管理・更新一体マネジメント方式）の一体的な導入に向け、実施方針を作成するとともに、事業者選定と契約締結までの支援を行うことを目的とする。

なお、ウォーターPPPレベル3.5の導入は令和11年度からを想定する。

### 3 検討対象事業

#### (1) 流域下水道

- ・鳥取県天神川流域下水道事業

#### (2) 公共下水道

- ・倉吉市公共下水道
- ・湯梨浜町公共下水道事業
- ・琴浦町公共下水道事業
- ・北栄町公共下水道事業

#### (3) 特定環境保全公共下水道

- ・倉吉市特定環境保全公共下水道事業
- ・三朝町特定環境保全公共下水道事業
- ・湯梨浜町特定環境保全公共下水道事業
- ・琴浦町特定環境保全公共下水道事業
- ・北栄町特定環境保全公共下水道事業

#### (4) 農業集落排水

- ・琴浦町農業集落排水事業（令和11年度までに公共下水道事業に統合するもの）

※検討対象施設は、処理場・ポンプ場・管路施設とする。

※なお、導入可能性調査の結果、事業範囲の対象外とすることが望ましいとされた農業集落排水事業、林業集落排水事業、小規模集合排水処理事業について、施設の統廃合の進捗に応じてウォーターPPPに段階的に追加する可能性もある。その場合の追加費用については、受注者、発注者で協議の上、増額を行う。

### 4 業務期間

契約日から令和10年9月30日まで

### 5 業務の内容

#### (1) 計画準備

本業務の着手に当たっては、導入可能性調査等の過年度業務の結果を踏まえ、業務の実施方針、事業化スケジュール、体制等を示した業務計画書を作成する。

#### (2) 事業スキームの詳細検討

##### ア 事業スキームの構築

導入可能性調査等で検討した事業スキームについて、中部地区1市4町の下水道事業等の最新の計画を整理し、必要に応じて対象施設、対象業務範囲等の見直しを行い、事業性、事業費、リスク分担、プロフィットシェア等から事業特性を評価し、水の官民連携の導入目的を満たすことができる事業スキームを構築する。

##### イ 事業実施体制の構築

天神川浄化センターを管理する公益社団法人鳥取県天神川流域下水道公社（以下「公社」とい

う。)が培ったノウハウ等を継承できる最適な事業実施体制を検討し、事業スキームに反映する。  
また、公社を継承する新組織を設立する場合、設立に関する手続きについて支援する。

#### ウ 市場調査（マーケット・サウンディング）の実施

民間事業者の意向を確認するため、受注者は個別ヒアリングに係る資料を作成し、発注者と共同で個別ヒアリングを実施し、必要に応じて事業スキームに反映する。

#### エ モニタリング手法の検討支援

履行期間中、業務の契約内容を確実に遂行し、要求水準を安定的に充足することを確認・評価するためのモニタリング手法や体制を検討する。

### （３）実施方針等の作成支援

事業スキームの詳細検討結果に基づき、先行事例を調査し、本事業の実施方針を定めるため、以下の事項について支援を行う。

- ・要求水準書（案）の作成
- ・民間事業者への開示情報資料の作成
- ・守秘義務対象になる開示資料の必要な手続き
- ・実施方針に対する質問回答（案）の作成

### （４）公募支援

公募に向け、以下の事項について支援を行う。

- ・事業者選定方式の検討
- ・募集要項等の作成（募集要項、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書（案）、設計・施工請負契約書（案）、長期包括運営委託契約書（案）、モニタリング基本計画書）
- ・応募者との技術対話（応募者による現地調査を含む）
- ・募集要項等に対する質問回答（案）の作成
- ・事業説明会の実施（企業、地域住民向け計２回程度）

### （５）事業提案書の評価支援

事業者選定のため、以下の事項について支援を行う。

#### ア 事業提案書の評価等の支援

事業提案書の比較整理、評価資料の取りまとめ、評価等に関する支援を行う。

#### イ 事業者選定委員会の運営の支援

事業者選定委員会の審査委員への事前説明、資料作成等の支援を行う。また、事業者選定委員会による審査結果を審査講評として公表するための支援を行う。なお、選定委員会は３回程度の実施を想定する。（募集要項・優先交渉権選定基準等の審議、提案内容の確認、提案審査）

### （６）契約締結の支援

契約締結に向け、以下の事項について支援を行う。

- ・基本協定締結に係る協議に向けた論点整理、資料作成（株主間協定含む）
- ・基本契約、設計・施工請負契約及び長期包括運営委託契約締結に係る協議に向けた論点整理、資料作成

## 6 成果品

本業務で収集した資料及び各種検討内容を整理の上、調査結果等についてとりまとめ、次の成果品を提出すること。

また、編集可能な電子データも電子媒体（CD-R又はDVD-R）に格納の上、提出すること。

- （１）報告書 7部
- （２）報告書（概要版） 7部
- （３）報告書（資料編） 7部
- （４）協議議事録 7部
- （５）（１）～（４）の電子データ（PDF及びMicrosoft Office等の編集可能なもの）を格納した

## 7 納入場所

鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課（鳥取市東町一丁目 2 2 0 番地）

## 8 その他

### （1）権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

### （2）資料提供

受注者は、本件業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本件業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

### （3）追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ アの規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

### （4）特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

### （5）損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本件業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### （6）守秘事項等

ア 本件業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

イ 本件業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （7）個人情報の保護

受注者は、本件業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

受注者は、（8）の規定により本件業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

### （8）再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、前項アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が業務委託料の額の 50 パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に業務の中核となる部分が含まれている場合

### （9）調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本件業務の処理状況等について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

### （10）完了報告及び検査

発注者は、本件業務を完了したときは、完了の日から 10 日以内に完了報告書を発注者に提出

し、発注者の検査を受けるものとする。

#### (1 1) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

#### (1 2) 専属的合意管轄裁判所

本件業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

#### (1 3) 関係法令等

本業務は、次に掲げる図書の最新版を参考にして行うものとする。

- ① 下水道事業の手引（日本水道新聞社）
- ② 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
- ③ 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- ④ 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
- ⑤ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ⑥ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ⑦ 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- ⑧ 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- ⑨ 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- ⑩ バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
- ⑪ 新都市計画の手続き（都市計画協会）
- ⑫ 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- ⑬ ウォーターPPP 導入検討の進め方について（国土交通省）
- ⑭ 下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン（国土交通省）
- ⑮ 下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（国土交通省）
- ⑯ 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（国土交通省）
- ⑰ 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（国土交通省）
- ⑱ 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（国土交通省）
- ⑲ PPP/PFI 推進アクションプラン（内閣府）
- ⑳ PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府）
- ㉑ PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府）
- ㉒ VFM (Value For Money) に関するガイドライン（内閣府）
- ㉓ 契約に関するガイドラインーPFI 事業実施契約における留意事項についてー（内閣府）
- ㉔ モニタリングに関するガイドライン（内閣府）
- ㉕ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）
- ㉖ 農業集落排水事業における PFI 実施の手引き（農林水産省）

#### (1 4) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。